



ボゼツアーを実施しました！  
詳細は2Pから

## 口之島で盆踊り(狂言)が行われました！



口之島の盆踊りは、島の男性が踊り手となって参加し真剣さと勇ましさ、笑いと娯楽を兼ね備え、踊りの中に狂言が組み込まれているのが最大の特徴です。

録音技術のない数百年前から難度の高い多くの狂言用語や先唄など、狂言の中には最大で15分にも及ぶものもあり、島独自の伝統文化を現代まで正確に伝え残してきたことは大変驚かされます。



今年も子どもから大人まで、多くの住民の方が参加されました。

島独自の伝統文化は決して絶やすことなく、これからも後世に伝え残していくために、口之島では限られた人数の中で正確且つ質の高い継承を目指し、活動しています。



## ボゼツアーを実施しました！

8月17日から8月20日の3泊4日の日程でボゼツアーを実施しました。

ボゼツアーは悪石島の旧暦盆行事「仮面神ボゼの出現」に合わせて、悪石島・小宝島・宝島の3島を巡る日程としておりましたが、台風の発生により、悪石島・宝島の2島でのツアー実施となりました。

宝島では泥染め体験や島内観光・海水浴を体験した後に、島民の方々が準備してくれた料理とともに、スティールパンの演奏を楽しませていただきました。



悪石島では雨の心配もありましたが、昼前には雨が上がり、予定通りの観光を行うことが出来ました。観光の後に、テラ(墓地)へ移動をし、テラでの盆踊りを鑑賞しました。テラから校庭へ移動した後に、校庭での盆踊りの披露があった後に、太鼓の音・掛け声とともに、ボゼが出現しました。



会場は一気に盛り上がり、厄払いのご利益があるとされている赤土を付けてもらおうとボゼに近づいていくツアー客や、子供が泣き叫んでいる様子が見られました。



小宝島での観光はできなかったものの、心配していた天気恵まれ、無事にツアーを終えることができました。皆様のご協力のおかげでツアー参加者からは「島の食材を使った食事がよかった」や「観光ガイドさんの説明が上手で島のことを知ることができた」、「また来たい」等の多数のお褒めの言葉をいただきました。



ツアー行程や食事提供に協力いただいた島民の皆さん、ありがとうございました。

## 農林水産大臣が十島村を視察しました



令和6年8月24日（土）に坂本農林水産大臣、宮路衆議院議員、柴立県議会議員が十島村（口之島、中之島、宝島）を視察に訪れました。

現役の大臣の十島村での視察は歴史上初めてのため、各島大勢の島民が出迎えるなど、島民の期待と関心の高さが伺えました。

3名とも真剣に生産者等の意見に耳を傾けていただきました。



口之島では牧場、モリンガ圃場、漁港の視察、中之島では、水産加工施設、歴民館、農地の視察を行い、住民とのふれあい対話も実施しました。

宝島では、鮮魚加工施設の視察を行い、限られた時間の中で島民と意見を交わし、現場の意見を聞いていただきました。

途中、悪石島へ立ち寄り対馬丸慰霊碑に献花を行いました。



## 諏訪之瀬島に売店及び給油所が開所しました！

8月8日に諏訪之瀬島において売店及び給油所の開所式典が行われました。給油所ができるのは、宝島、悪石島、口之島に続く4か所目となります。

これまでは島内に石油製品の供給拠点がなく、村営定期船の欠航や延期により安定供給に支障をきたしておりました。また、個人で石油製品を保管していたことで、安全性の面でも課題となっていました。

今回の給油所設置により、より安定的で安心安全な石油製品の供給が可能になります。

また売店についても同時に整備を行い、日用品や食品、お土産物などの販売を計画します。



住民生活の利便性の向上はもちろんのこと、地域の活性化が図られるものと期待します。

住民からも「これまでに島内には日用品や食品を扱う商店が無かったので、島民だけでなく来島者にとっても不便な状況でしたが、今回の開店で、生活における利便性が向上すると嬉しい」などの声をいただいております。

今後も、他島での売店や給油所の設置に向けて検討を行い、地域住民や来島者に寄り添った環境づくりを行っていきます。

▼記念すべき第1号のお客様！



## 宝島

【日程】 令和6年8月7日

【人数】 19名（男11名、女8名）

### 【主な要望内容】

- ・友の花温泉センターの燃料タンク交換
- ・遊休農地の利用・携帯電話等エリアの整備
- ・座談会の在り方 など全11件

### 【現地調査箇所】

- ・前籠漁港
- ・友の花温泉センター
- ・イギリス坂記念碑 など



## 小宝島

【日程】 令和6年8月7日

【人数】 9名（男6名、女3名）

### 【主な要望内容】

- ・保育専門員を含む必要人材の確保
- ・竹之山頂上の農業用水設備の修繕
- ・東防波堤岸壁工事の早期完成 など全5件

### 【現地調査箇所】

- ・湯泊温泉入口斜路
- ・ごみリサイクル用コンテナ など



## 令和6年度 村政座談会開催！！

### 口之島

【日程】 令和6年7月23日

【人数】 22名（男17名、女5名）

### 【主な要望内容】

- ・市内診察、救急搬送時の付添人の補助
- ・劣化道路の修繕・航路体制の見直し
- ・携帯電話エリアの拡大 など 全16件

### 【現地調査箇所】

- ・あっぽう家三叉路
- ・セラマ温泉
- ・家畜保護施設 など



7月23日から8月9日にかけて全島で令和6年度村政座談会を開催しました。全137名が出席され、事前に提出された要望や質問全86件を議論しました。

昨年末の定期船の事故関連に対する意見や質問が比較的多くありました。

人口減少が社会問題化している中、地域おこし協力隊は必要不可欠だと考えていますが、国の想定しているものと地域の求めるものに差があるため検討する必要があると思います。

今回、皆さまからいただいた意見を尊重しつつ、必要な施策の実現に取り組んで参ります。

## 高速観光船代替船の起工式を実施

令和6年8月20日、ツネイシ&ファシリティーズ株式会社（広島県尾道市）にて、現「ななしま2」の代替船建造にかかる起工式を行いました。

当日は天候に恵まれ、代替船建造の安全と成功を祈願いたしました。

来年3月の竣工を予定しております。

### 【起工式式次第】

- ①開式の辞
- ②修祓の儀
- ③降神の儀
- ④献饌の儀
- ⑤祝詞奏上
- ⑥清祓の儀
- ⑦溶接の儀
- ⑧玉串奉典
- ⑨撤饌の儀
- ⑩昇神の儀
- ⑪閉式



▲記念撮影

▼村長による玉串奉典



▲修祓の儀

▼溶接の儀



### 諏訪之瀬島

【日程】 令和6年8月9日

【人数】 17名（男11名、女6名）

### 【主な要望内容】

- ・公民館の夜間照明の撤去と新設
- ・役場職員の離職率の高さ
- ・ゴミステーションの増設 など11件

### 【現地調査箇所】

- ・切石港、元浦港
- ・下村橋
- ・川上牧場倉庫 など

### 悪石島

【日程】 令和6年8月6日

【人数】 17名（男10名、女7名）

### 【主な要望内容】

- ・遊具・トラクター・道路整備・光回線
- ・生活改善室・荷役の受付所・バックホウ
- ・NTTの電話線 など全10件

### 【現地調査箇所】

- ・製氷施設兼荷役受付施設
- ・のびっこ園遊具
- ・生活改善室 など



### 中之島

【日程】 令和6年8月6日

【人数】 38名（男29名、女9名）

### 【主な要望内容】

- ・楠木及び里地区の道路改修・村営住宅の整備
- ・倒壊危険家屋の取り壊し・危険木伐採
- ・教員住宅 など全11件

### 【現地調査箇所】

- ・空き家住宅
- ・教員住宅、村営住宅
- ・天文台 など



### 平島

【日程】 令和6年8月9日

【人数】 15名（男11名、女4名）

### 【主な要望内容】

- ・寮用車両・蚊の駆除剤・街灯・賃金
- ・火災事故による補償、責任
- ・親子留学 など全22件

### 【現地調査箇所】

- ・村営住宅地横側溝
- ・中山線道路側溝
- ・公民館 など





また、滝の源泉は温泉由来の水が常時湧き出しており、国内では類例のないタイプの滝です。  
7月10日、村の指定文化財（名勝）として登録しました。

諏訪之瀬島の火山活動を続ける御岳火口から北に約2.5km 富立（トンダチ）岳（536m）の懸崖に少なくとも10の段を連ね、落差283メートルの海に流れ落ちる滝です。海上から仰げば、その流身は天空からの白糸を想わせる美しさがあります。

**諏訪之瀬島の白水の滝**  
**村指定文化財へ！**

## 令和6年度「海外派遣ホームステイ事業」留学生報告会

十島村では、平成24年度より児童生徒が見聞を広め、国際感覚の育成、自立心の向上をめざして海外ホームステイ派遣事業を行っています。これまでに、45名の子どもたちが海外留学を体験し、今回で10回目の派遣となりました。

本年度は過去最多の応募の中から、中学生3名と高校生2名の5名を海外派遣留学生として決定し、オーストラリアのコリンダ州とモーニングサイト州の2つのコースで派遣を行いました。

オーストラリアでは、ホストファミリーとともに海外での生活を体験しました。また、現地の学校に体験入学し、英会話のレッスンや生徒との交流授業を行いました。

8月21日、10日間コースと14日間コースの派遣を終えて帰国した留学生は、役場にて留学の成果を発表する報告会を行いました。

留学生からは、初めて一人で飛行機に乗ったことや留学を通じて自分の「成長」を感じたこと、英会話の必要性や日本との生活や文化の違いを体験できたことが紹介されました。学校生活では、パソコンを使って一人一人が自分の学習を進めていることや自分の意見を明確に表現することの大切さなど体験を通じた報告もありました。

今回のホームステイを通じて、自分の将来の夢にむけての貴重な体験と新たな課題を発見ができた夏の旅となりました。

## 令和6年7月7日執行 鹿児島県知事選挙の結果を報告します！

### 令和6年鹿児島県知事選挙結果

#### 【十島村】 当日有権者数

当日有権者数	男	女	計
(a) 選挙時登録現在 選挙人名簿登録者数	267	229	496
(b) (a)以降登録者数	0	0	0
(c) (a)以降抹消者数	0	0	0
(d) 失格者数	22	15	37
(e) 選挙当日の有権者見込数 (a)+(b)-(c)-(d)	245	214	459

#### 【十島村】 鹿児島県知事選挙 投票結了

鹿児島県知事選挙 投票者数	男	女	計
(e) 選挙当日の有権者見込数	245	214	459
(b') 選挙当日の補正登録者数	0	0	0
(e') 選挙当日の有権者数 (e)+(b')	245	214	459
(ア) 当日投票者数	174	147	321
(イ) 期日前投票者数	31	24	55
(ウ) 不在者投票者数	4	2	6
(f) 投票者数 (ア)+(イ)+(ウ)	209	173	382
(g) 棄権者数 (e')-(f)	36	41	77
投票率	85.31%	80.84%	83.22%

#### 【十島村】 鹿児島県知事選挙 開票結果

番号	候補者名	得票数
1	米丸 まき子	85
2	てのくち 里花	35
3	しおた 康一	257

ア.得票総数	377
イ.あん分の際切り捨てた票数	0
ウ.いずれの候補者等にも属しない票数	0
エ.有効投票数(ア+イ+ウ)	377
オ.無効投票数	5
カ.投票総数(エ+オ)	382
キ.持ち帰り・不受理・その他	0
ク.投票者総数(カ+キ)	382



## 日頃から備えましょう！

令和6年8月8日16時43分頃、日向灘を震源とするM7.1の地震が発生しました。同日の19時15分には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、大きな地震が発生する可能性が平常時より高くなったところ です。

今年の1月にも石川県能登地方で発生した能登半島地震ではマグニチュード7.6、最大震度7を観測し、北陸地方の各地に甚大な被害をもたらしました。

災害はいつやってくるかわかりません。日頃から情報を入手できるようにしておくとともに、災害に対する備えを行いましょう。

大規模災害が発生したときには、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまう可能性があります。ライフラインが止まっても自力で生活できるよう、普段から飲料水や非常食などを備蓄しておくことが大事です。下記は非常用持出品の例です。参考にしてみてください。

### 【非常用持出品の例】

- ・飲料水 ・食料 ・下着、衣類 ・マッチ、ろうそく ・トイレトーパー、ティッシュペーパー
- ・救急用品（常備薬も） ・懐中電灯 ・洗面用具

その他、各自必要なものがあれば、準備しておくといいかと思います！

## 警戒レベルごとの対応について！

気象庁は大雨などの気象状況に応じて、住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な避難行動をとることができるよう、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の警戒レベルを用いて伝えています。

警戒レベルは、危険度が高くなるほど、数字が大きくなります。重要なポイントとして、警戒レベル3（高齢者等避難）、4（避難指示）、5（緊急安全確保）があります。

警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたら、高齢の方や障がいのある方など避難に時間がかかる方やその支援者の方は危険な場所から避難し、それ以外の人も、避難の準備をしてください。

警戒レベル4（避難指示）が発令されたら、対象となる地域住民の方々は危険な場所から全員避難してください。

警戒レベル5（緊急安全確保）が発令されましたら、既に災害が発生しているか又は災害が発生直前であったり、どこかで災害が発生していてもおかしくない状況で、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。

いま一度、ご自宅の場所や避難所を確認してください。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用				
気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応	住民が取るべき行動
大雨の 数日～ 数週間前	大雨 注意報	大雨 警戒情報	心構え一貫させる ・職員の出発準備確認	災害への心構えを全うする
大雨の 半日～ 数時間前	大雨 注意報	大雨 警戒情報	第1次防災体制 （避難所等確保）	自らの避難行動を確認 ・高齢者等避難等により、自宅等の安全確保が 困難な場合は、避難所等へ避難する。
大雨の 数時間～ 1時間程度前	大雨 特別警戒情報	大雨 特別警戒情報	第2次防災体制 （高齢者等避難）	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難等により、自宅等の安全確保が 困難な場合は、避難所等へ避難する。
大雨の 数分～ 数十分前	大雨 特別警戒情報	大雨 特別警戒情報	第3次防災体制 （避難指示）	危険な場所から全員避難 ・高齢者等避難等により、自宅等の安全確保が 困難な場合は、避難所等へ避難する。
大雨の 数分～ 数十分前	大雨 特別警戒情報	大雨 特別警戒情報	第4次防災体制 （緊急安全確保）	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全が確保できず、避難所等へ 避難が困難な場合は、避難所等へ避難する。

## 総務課 消防係よりお知らせです！

### 中之島御岳が火山災害警戒地域に指定されました！

令和6年8月1日に中之島の御岳が「火山災害警戒地域」に指定されました。

火山災害警戒地域とは、火山の噴火が起きる可能性を考慮し、もし噴火した場合に住民や登山者などの命や身体に被害が出る恐れがある地域のことです。噴火による人命被害を防ぐために、政府が特別に避難体制を整えるべき地域として指定したものです。

今後噴火による災害を防止または軽減するために防災対策が講じられます。



登山の際には登山届を提出しましょう。登山届を作成する中で、自分の装備や計画を客観視することができ、また、万が一、遭難した場合、登山届を提出していると救助や捜索がスムーズに行われます。

また、衛星携帯など、携帯電話が使用できない場所でも、外部と連絡できる手段を持っておくといいかもしれません。

【登山届の提出先は？】

役場または各島出張所に提出してください。

【登山届はどこで入手できる？】

役場・各島出張所窓口に置いてあります。また、十島村ホームページ上からもダウンロードできます。上のQRコードからホームページにいき、ダウンロード可能です。



## 秋の全国交通安全運動について

9月21日（土）～30日（月）は令和6年秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通安全運動について、実施期間や概要は以下のとおりです。

●運動期間 令和6年9月21日（土）～30日（月）

●交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

【交通安全運動の重点】

- ①反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ②夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底



交通安全期間以外でも交通ルールを順守し、安全運転を心がけましょう！！

## 令和4年度 財務書類の公表

### 地方公会計制度のはじまり

これまでの地方自治体の会計は、家計簿のような「現金主義」を採用していました。「現金主義」とは、定められた予算の中で現金を支出するため、予算をまとめやすく、現金の流れのみを把握していたのです。

しかし、「現金主義」では、資産・負債などのストック情報や減価償却費などのフロー情報が見えてきません。全ての資産や負債なども把握するため「発生主義」の考え方が導入されました。それが「地方公会計制度」の始まりです。

きっかけは現実起こった自治体の財政破綻。住民への行政サービスの低下を防ぐため、これまでに地方自治体の資産・債務管理に関する 公会計整備推進の法律や方針が示されてきました。

国は地方公共団体に対し、「資産・債務管理」「将来の施設の更新維持管理費の把握」を強く求めています。平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）」が施行され、同年8月31日に総務事務次官通知にて発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を整備することが求められました。

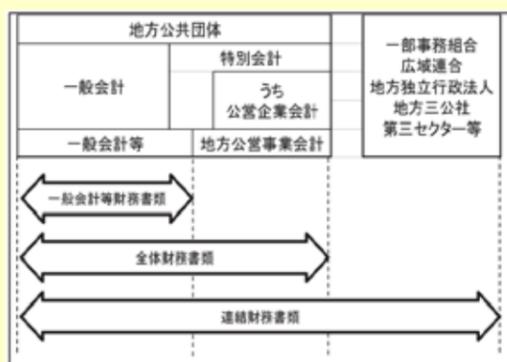
また、公共施設やインフラ設備の老朽化が進行し、合併自治体の交付税優遇措置の期限切れなどによる歳入総額の減少も重なって、それらの更新・維持管理といった公共施設のマネジメントの在り方が喫緊の課題となっています。

このような状況下において、十島村は国の地方公会計制度を導入し、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の作成を行い健全な財政運営に取り組んでまいります。

### 作成範囲について

統一的な基準では、「連結財務書類」の作成についても求められています。その対象となる会計は、地方公共団体の一般会計のみならず、公営企業会計をはじめとする特別会計、一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等を含めることとなっています。

十島村の対象会計は、右図のとおりです。



会計区分	会計名称
一般会計等	一般会計
	へき地診療所運営事業特別会計
公営企業（法非適用）	船舶交通事業特別会計
	簡易水道特別会計
公営事業会計（その他）	国民健康保険特別会計
	介護保険特別会計
	後期高齢者医療特別会計
一部事務組合・広域連合	鹿児島県市町村総合事務組合
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

総務省「連結財務書類作成の手引き」P2  
図1：財務書類の対象となる団体(会計)より

十島村においては、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の作成を行いました。ここでは、各財務書類の報告を行います。

### 令和5年度決算

#### ○ 村の財政状況は健全です（財政健全化比率の報告）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和5年度決算における十島村の健全化判断比率は、4指標とも適正基準の範囲内となっています。

判断比率が基準を超えた場合は、それぞれの基準に応じ計画を策定し、財政の健全化または財政再建に取り組まなければならないこととなっています。財政再建団体になると税や住民サービスの見直しが必要となるほか、村の借金が制限されます。

令和5年度決算における村の各比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

各指標の説明

- 実質赤字比率**  
 一般会計の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを示します。令和5年度の十島村における一般会計は黒字のため、算出されません。
- 連結実質赤字比率**  
 特別会計や企業会計など全ての会計を合算して、村全体の赤字の程度を示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。令和5年度の十島村では黒字のため、算出されません。
- 実質公債費比率**  
 借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示します。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。令和5年度の十島村については、昨年度比で0.7ポイント減少しています。今後、ブロードバンド整備や教育関連施設改修などの大規模事業に地方債を活用しており、公債費負担が大きくなる見込みです。実質公債費率の推移については注意深くみていく必要があります。
- 将来負担比率**  
 借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。令和5年度の十島村では算出されません。

#### ○ 公営企業の経営状況は健全です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく、令和5年度決算における十島村の公営企業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の範囲内となっています。

資金不足比率が基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければならないこととなっています。経営健全化団体になると料金やサービスの見直しが必要となります。

令和5年度決算における公営企業の資金不足比率	船舶交通特別会計	簡易水道特別会計
経営健全化基準	—	—
		20.0

資金不足比率の説明

公営企業の料金等の収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表します。

令和5年度の十島村における公営企業は、船舶交通特別会計、及び簡易水道特別会計ともに経営健全化基準の範囲内となっています。

②行政コスト計算書 (PL)

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	5,011,457
業務費用	4,466,717
人件費	585,333
物件費等	3,846,638
その他の業務費用	34,746
移転費用	544,741
補助金等	301,993
社会保障給付	39,317
他会計への繰出金	203,004
その他	427
経常収益	184,756
使用料及び手数料	66,244
その他	118,512
純経常行政コスト	4,826,701
臨時損失	304,505
臨時利益	37,296
純行政コスト	5,093,910

十島村の現状

経常費用が経常収益を上回っていますが、これは行政コスト計算書の収入には行政サービスの直接的な収入のみを計上しているためです。

経常費用から経常収益を引いた純経常行政コストは、4,826,701千円になります。これに臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、5,093,910千円となり、この不足分は、税収や国・県からの補助金等の財源で賅っています。

住民一人当たりのコスト	7,075千円
住民一人当たりどれくらいの行政コストがかかっているのかを表しています。(住民一人当たり行政コスト=純行政コスト(5,093,910千円)÷人口(720人)【令和5年1月1日時点の人口】)	

③純資産変動計算書 (NW)

(単位：千円)

科目	金額
前年度末純資産残高	64,369,802
純行政コスト(△)	△ 5,093,910
財源	3,920,960
税収等	1,932,015
国県等補助金	1,988,945
本年度差額	△ 1,172,950
固定資産等の変動(内部変動)	
有形固定資産等の増加	
有形固定資産等の減少	
貸付金・基金等の増加	
貸付金・基金等の減少	
資産評価差額	-
無償所管替等	3,908
その他	11,993
本年度純資産変動額	△ 1,157,048
本年度末純資産残高	63,212,753

十島村の現状

純資産が前年度よりも増加した場合は、負債の増加より資産の増加の方が多かったことを示しています。

純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入(税収や国・県からの補助金等)があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純行政コストや有形固定資産及び貸付金・基金の減少があります。

純資産比率	91.17%
資産総額に占める純資産の割合です。現世代でどのくらい既に支払ったかを示す指標です。(純資産比率=純資産総額(63,212,753千円)÷資産総額(69,334,827千円))	

④資金収支計算書 (CF)

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,106,019
業務収入	2,440,871
臨時支出	304,009
臨時収入	272,915
業務活動収支	303,758
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,365,756
投資活動収入	1,966,444
投資活動収支	△ 399,312
【財務活動収支】	
財務活動支出	556,403
財務活動収入	651,010
財務活動収支	94,607
本年度資金収支額	△ 947
前年度末資金残高	129,061
本年度末資金残高	128,114
前年度末歳計外現金残高	14,183
本年度歳計外現金増減額	△ 243
本年度末歳計外現金残高	13,940
本年度末現金預金残高	142,055

十島村の現状

資金収支計算書から算出したプライマリーバランスの額は、△92,660千円となっています。収支の均衡が取れていれば、財政状況が良好であると言えます。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)	△92,660千円
自治体の基礎的な財政力を示します。具体的には、基本的な地方税や使用料などの収入及び建設事業に充てられる国や県の支出金の合計(業務活動収支から支払利息支出を除いた金額)と、行政サービスを提供するために必要な費用及び公共施設等を整備するために係る費用(投資活動収支)を差し引いた金額のことです。(基礎的財政収支=支払利息を除く業務活動収支(329,821千円)+基金を除く投資活動収支(△422,481千円))	

**業務活動収支**：行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入・支出される金額が集計されています。

**投資活動収支**：学校、道路等の公共施設の投資活動収支や、貸付金などの収入・支出の金額が集計されています。

**財務活動収支**：地方債等の借入・償還等の金額が集計されています。

財務書類とは

予算書や決算書などの今までの公会計とは別に、十島村の財務状況をあらわす新たな取り組みとして、下記の4表を作成しました。これらをまとめて「財務書類」と呼びます。これは自治体の行政活動評価を行うための情報でもあります。

①貸借対照表 (BS)

貸借対照表は、会計年度末に十島村が保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法をあらわしています。現金の収支に注目するこれまでの決算書では表示することができなかった財産や負債等、これまでの資産形成の結果を知ることができます。

②行政コスト計算書 (PL)

行政サービスを提供する際に発生する支出のうち、資産の取得(土地や建物の購入等)に関わらない経常的な支出と、行政サービスの対価として得られた収入を計上しています。

③純資産変動計算書 (NW)

貸借対照表の純資産の部について、増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間でどのように変動したのかを示しています。純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入(税収や国・県からの補助金等)があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純経常行政コストや災害復旧等で臨時的に必要なとなった支出等が計上されます。

④資金収支計算書 (CF)

貸借対照表の現金預金が1年間でどのように変化したのかをあらわしています。現金の使いみちによって「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分に分け、どのような行政活動にいくら使ったのかを示しています。

①貸借対照表(BS)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	67,985,715	固定負債	5,554,865
有形固定資産	66,147,520	地方債	5,496,824
事業用資産	13,794,136	長期未払金	-
インフラ資産	52,186,551	退職手当引当金	52,897
物品	166,833	損失補償等引当金	-
無形固定資産	21,213	その他	5,145
投資その他の資産	1,816,982	流動負債	567,208
流動資産	1,349,112	1年内償還予定地方債	520,313
現金預金	142,055	未払金	-
未収金	24	未払費用	-
短期貸付金	-	前受金	-
基金	1,207,035	前受収益	-
棚卸資産	-	賞与引当金	30,546
その他	-	預り金	13,940
徴収不能引当金	△ 3	その他	2,408
		負債合計	6,122,073
		【純資産の部】	
		固定資産等形成分	69,192,751
		余剰分(不足分)	△ 5,979,997
		純資産合計	63,212,753
資産合計	69,334,827	負債及び純資産合計	69,334,827

※単位未満を四捨五入しているため、金額が一致しない場合があります。

十島村の現状

これまでに十島村では、69,334,827千円の資産を形成しています。そのうち、純資産である63,212,753千円はこれまでの世代が負担してきた金額であり、負債である6,122,073千円は将来の世代が負担していくことになります。

流動比率	237.85%
------	---------

翌年度支払い予定の負債額に対して、すぐに支払いに充てることのできる現金などがどのくらいあるのかを示す指標です。(流動比率=流動資産÷流動負債)

有形固定資産 減価償却率	53.00%
-----------------	--------

償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を求めることで、施設の老朽化具合を示す指標です。(有形固定資産減価償却率=減価償却累計額÷償却資産)

**資産**：学校や道路等の将来世代に引き継ぐ社会資本や、投資、基金等将来現金化することが可能な財産の総額を示します。

**負債**：地方債の残高や退職手当引当金などの総額。将来世代が負担する金額を示します。

**純資産**：公共施設整備の財源として受けた補助金や地方税等の総額。これまでの世代が負担してきた金額を示します。

十島村の財務書類4表

## 十島村包括支援センターからのお知らせ

### ～「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」について～

鹿児島県では、認知症の正しい理解の更なる普及啓発や認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた気運の醸成を図るため、「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」を平成30年度から設定しています。

期間は、「世界アルツハイマーデー」（9月21日）を含む一週間（日曜日から土曜日まで）令和6年度は9月15日～9月21日になります！！

身近な家族や友人、自分自身が認知症になっても、今までどおり住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、一人でも多くの方に 認知症の人や家族の方々の応援者、理解者になって頂き、認知症になっても、安心して暮らせる「地域（島）づくり」を考えていただきたいと思っています。

令和6年度も認知症サポーター養成講座を計画します。認知症サポーター募集中！！

#### ☆ 認知症サポーターとは??

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

#### ☆ 認知症サポーターに期待されること

- 1 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
- 2 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
- 3 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
- 4 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。
- 5 まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。



### なぜ9月21日なの??

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催されました。会議の初日であるこの日を「世界アルツハイマーデー」と宣言し、アルツハイマー病等に関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的としています。



## 生活支援コーディネーター便り

生活支援コーディネーターは、住民の皆さんの支え合い活動を応援します

生活支援コーディネーターとは、「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、私たちの島をより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です

生活支援コーディネーターとして、宝島ではこのような仕事に関わっています

サロン活動/通いの場

週1（金曜日）サロン活動（仲間づくりや健康作り）

週1（月曜日）見守り支援

週2（水・日曜日）食の支援（弁当作り）

地域の方にやりたい事や作りたい物、食べたい物はないか聞き取りを行い、企画・実施をしています



～島豆腐作り～



ヨモギ団子作り



グランドゴルフ大会



ドライブ

上記の写真は、活動内容の一部です。参加された地域の方々には、「楽しかった。」「またやりたい。」「（作りものに対し～）美味しかった。」等、お喜びの言葉を頂きました。高齢者や地域の方々の知恵と力で自分らしく暮らせる島であるように。また、その知恵と力を次の世代につなげていけるように。そして住み慣れた島でより良く今後も暮らしていけるようにこれからも島民の皆様の支え合い活動を応援、サポートしたいと思います。最後に、何か困った事、相談したい事があれば、いつでも気兼ねなく声をお掛けください。

宝島 生活支援コーディネーター 古川 大貴

～ 十島村子育て世代包括支援センターからのお知らせ ～  
乳幼児健康診査についてお知らせします。

令和6年度より、鹿児島こども病院巡回診療が、年3回実施予定となったことに伴い、令和6年度の乳幼児健診（3～4ヵ月児健診・1歳6ヵ月健診・3歳健診）の対象者につきまして、希望される方は、下記の日程で鹿児島市にある池田病院で乳幼児健診を受けることができます。

冬休みに上鹿予定がある方は、ご検討ください。

乳幼児健診にかかる船賃、宿泊費の助成制度もご利用いただけます。

池田病院で、乳幼児健診を希望される方や、この件について質問がある方は、住民課子ども係 染（そめ）までご連絡ください。

**令和6年度 乳幼児健診集団検診実施日**

**日時：令和6年12月26日（木）9時～13時**

**場所：社会法人 童仁会 池田病院（2階会議室）**

**現地集合、現地解散です。**

**※対象乳幼児に対し、付き添い保護者は1名とさせていただきます。**



## 子育て支援拠点施設 各園の活動



諏訪之瀬島 →  
すわっこ園



おたんじょうび  
おめでとう



2024/07/03 10:4



↓ 悪石島 ↓  
のびっこ園  
だんごむしいるかなあ



← 平島  
たいらっこ園  
☆星に願いを!



↓ 口之島 ↓  
くちっこ園  
絶好の海日和だったね



↑ 宝島 ↑  
いまきら園  
セミヤ抜け殻を  
みつけたよ







← 中之島  
ほしのか園  
絵本をたくさん  
いただきました!



# 光回線サービスには、**消費者保護ルール**が適用されます！

## どんなルールがあるの???

### 1. 説明義務

電気通信事業者や代理店には、契約前に、料金や提供の条件を説明する義務があります。

- 契約先となる事業者名や毎月の総支払額がいくらになるのかを確認しましょう。
- キャッシュバックや割引の条件を良く確かめて、見た目の安さだけで判断しないようにしましょう。

### 2. 書面交付義務

電気通信事業者には、契約締結後に遅滞なく、契約内容を明らかにする書面(契約書面)を交付する義務があります。

- 利用者の承諾により、紙での交付に代えて、ウェブサイトでの掲示などの電子交付が可能となっています。紙での交付を希望する場合は、しっかり伝えましょう。

### 3. 初期契約解除制度

契約書面受領日等から8日以内に、契約解除を行う旨のはがき等の書面を発することにより、利用者の都合のみで契約を解除することができます。

- 違約金の支払いは不要ですが、利用したサービスの料金、工事費、事務手数料については、請求されることがあります。

なお、主要な携帯電話サービスの契約については、一定の場合\*に限り、端末も含めて契約を解除することができます。\*電波の状況が不十分であったり、法令等の遵守状況が基準に達していなかった場合。

### 4. 勧誘継続行為の禁止

電気通信事業者や代理店に対して、契約締結又は勧誘を希望しない利用者への再勧誘等を禁止しています。

- 契約締結や勧誘を希望しない場合は、はっきりと断りましょう。

#### 相談の窓口

- 電気通信サービスに関する困ったことがあった際の関係団体への相談は…  
一般社団法人電気通信事業者協会 (03-4555-4124) 〈受付時間/月~金曜日10:00~17:00〉

- 契約トラブルに関する具体的な相談は…  
「消費者ホットライン」**188** (3桁電話番号) ※地方公共団体が設置する最寄りの消費生活相談窓口を案内します。

- 総務省(お近くの総合通信局、または電気通信消費者相談センター)への相談や情報提供は…  
北海道地区 (011-709-3956) 近畿地区 (06-6942-8519)  
東北地区 (022-221-0632) 中国地区 (082-222-3376)  
関東地区 (03-6238-1935) 四国地区 (089-936-5042)  
信越地区 (026-234-9952) 九州地区 (096-326-7862)  
北陸地区 (076-233-4429) 沖縄地区 (098-865-2302)  
東海地区 (052-971-9133) 総務省 電気通信消費者相談センター (03-5253-5900)  
〈受付時間/月~金曜日9:00~12:00、13:00~17:00 ※電気通信消費者相談センターは9:30~〉

INFO 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会は、安心してサービスの契約や相談ができる店舗を認定する「あんしんショップ認定制度」に取り組んでいます。 [あんしんショップ認定制度](#) [検索](#)



## 電話勧誘トラブルについて

先般、村内で「光回線サービスの契約を変更すれば今より料金が安くなる」といった電話勧誘が確認されました。

電話のやりとりだけでも契約が成立することがあるため、不審な点がある場合はすぐには契約せず、各種窓口へご相談ください。

詳細は総務省からの注意喚起チラシをご確認ください。

# 電話勧誘トラブルが多く発生しています!

電話のやりとりだけでも契約が成立\*することがあります。注意しましょう。

\*電話での契約成立は、適切な説明がされた上で利用者からはっきりと申込みの意思表示をすることが前提です。

「今より安くなる」ということばかりが強調される、  
「契約の手続きをせかされる」、「勧誘が強引」、  
「相手に不安がある」などと感じたら、

■ **すぐに契約しない。**

■ **あいまいな返事をしない。  
不要な勧誘はきっぱりと断る。**

■ **会社名などの相手の情報を確認する。**

■ **勧誘員の言うままにパソコンを操作しない。**

■ **家族や公的機関などに相談する。**



契約し、契約書面も届いたけど、やっぱり解約(キャンセル)したい…。

⇒初期契約解除制度などにより、契約直後の一定期間であれば解約が可能です。事業者にすぐ確認しましょう。



NTT東西に電話し、又はそのホームページから入手する「転用承諾番号」を勧誘相手に伝えると、NTT東西のフレッツサービスが解約となり、他の事業者の光回線サービスに簡単に切り替わることがあります。



NTT東西の固定電話が廃止になるので光回線への切替えが必要ですよといった、事実と異なる勧誘が行われているケースがあります。併せて注意しましょう。

## 十島村職員人事異動についてお知らせします！

●令和6年9月1日付け 人事異動

職員名	新職名	(旧職名)
久永 美代	小宝島へき地診療所勤務 小宝島へき地診療所看護師主幹 兼認知症地域推進員 十島村出納員	宝島へき地診療所勤務 宝島へき地診療所看護師長 兼認知症地域推進員 十島村出納員

### 出納室からお知らせです！

令和6年10月1日より、役場内JA出張所が閉鎖となりますが、

鹿児島みらい農業共同組合への

**判取り**は、従来通り、行います。

ただし、通帳の返送までに時間を要する場合があります。

インターネットを通じて、残高照会や振込等のサービスが受けられる「JAネットバンク」もあります。

※詳しくは鹿児島みらい農業協同組合までお問い合わせください。 TEL：099-224-1231

十島村役場 出納室 TEL：099-222-2101

広告

選ぶなら **地産地消** にこだわった

# JA・Aコープ ネットスーパー

地元の「おいしい」を お店の価格でお買い物♪

重いものは 玄関先まで 届くので嬉しい！

忙しい時に 使ってみると 便利だね！

**鹿児島全域にお届けします！**

おうちからでも 外出先からでも パソコン・スマホからエコープでお買い物♪

**送料 税抜 300円 一律 (税込価格330円)**

新鮮野菜も 地産の 海産物も 近海産物も 特選お肉 県内産物も

会員登録はこちらから <https://acoop-ks-netsuper.jp/> JA・Aコープネットスーパー 検索

会員ご登録の際には、お手持ちのパソコン、スマートフォンが、当店からのメールを受信できる設定になっているか、あらかじめご確認ください。メールアドレス netsuper@acoop-ks.co.jp

新規会員登録者！ 入会金 年会費 無料

## 新規採用職員を紹介します！



宝島 看護師 町田 厚 まちだ あつし

はじめまして 町田厚（まちだあつし）と申します。茨城県から移住してきました。夫婦で看護師ということもあり、今回二人で宝島診療所で働くことになりました。

島民の皆さまの健康保持・増進を目指し、日々精進して参りたいと考えております。

至らない点多々ありますが、今後ともよろしくお願いたします。



宝島 看護師 町田 沙代子 まちだ さよこ

島民の皆さまの元に積極的に伺わせていただき、様々なお話や、生活の様子について情報収集し、普段の様子を把握することで、小さな異変をすぐに察知できるよう努めていきたいと思っております。常に「何かのお役に立つことはないか」という事を念頭に置き、行動したいと考えておりますので、皆様どうぞ、よろしくお願いたします。



諏訪之瀬島 ALT マシュー・グエン

皆様、はじめまして。マシュー・グエンと申します。マットと呼んでください。私はベトナム人ですが、アメリカで生まれて、シアトル出身です。趣味は山登り、料理、音楽とがします。

子供の頃からずっと異文化には興味がありました。そのために、ALTとして諏訪之瀬島での文化や生活に触れていきたいと思っております。

初めて日本に住むため、日本語はまだ上手じゃなくて、知らないことがたくさんあると思いますが、精一杯頑張ります！どうぞよろしくお願いたします。

### 2名のALTが退職されました

2名のALT（外国語指導助手）が退職されました。

2名の先生方よりメッセージをいただきましたので紹介いたします。



ジェイミー ランド 先生 (写真左)

二年間、小宝島でALTとして働かせていただきました。この素晴らしい島で経験する機会を与えてくれたことに深く感謝しています。短い期間でしたが、親切な人たくさん出会い、生徒の英語力が伸びていくのを目の当たりにすることができました。卒業式で羽織袴を着たり、アザノ里の方々とお茶を飲んだり、二線の弾き方を学んだり、小宝島での思い出はたくさんあります。みなさん、本当にありがとうございました。これから頑張ってください。将来、またみんなに会えることを願っています。

ジェイミー・ランド

グレイドン ヘイズ 先生 (写真右)

3年間お世話になりました。諏訪之瀬島に来て、いろいろな経験ができて、本当に幸せな時間でした。これから島を離れますが、諏訪之瀬島の皆さんのおかげで素晴らしい思い出がたくさんできました。この島のことは一生忘れません。ありがとうございました。

# 村営定期船 フェリーとしま 2

令和 6 年 9 月 運行予定



鹿児島 ← 十島村 → 名瀬

十島村 土木交通課 航路対策室  
TEL: 099-222-2101  
フェリーとしま 2  
TEL: 090-3022-4523



日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
予定	入			入		入		入			入				入			入				入			入				入		出
便		名瀬便		名瀬便 (臨時便)		名瀬便			名瀬便			名瀬便			名瀬便			名瀬便													
区																															
分																															

## 11月 は 不法投棄防止強化月間です！！

鹿児島県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

期間中は、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの両方。）。この機会に、一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくしましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、伊集院保健所又は鹿児島県庁産業廃棄物・リサイクル対策課までご連絡ください。

TEL: 099-286-3810 (サンパイゼロ)

mail: sanpai110@pref.kagoshima.lg.jp



## 広報としまへの広告掲載募集！

### ● 広告の規格・掲載料（すべて消費税別）

縦 13.0cm × 横 8.5cm 月額 10,000 円

縦 13.0cm × 横 17.0cm 月額 15,000 円

A4 サイズ 1 頁 月額 30,000 円

### ● 広告掲載の申し込み

広報誌広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添えて総務課にご提出ください。

編集／発行：十島村役場 総務課 広報広聴係



〒892-0822 鹿児島市泉町 14-15

TEL: 099-222-2101

よろしければ皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

## 十島村の人口・世帯数 令和6年8月26日現在

島名	男性	女性	人口	世帯
口之島	61	50	111	67
中之島	78	53	131	82
諏訪之瀬島	46	35	81	39
平島	42	38	80	46
悪石島	47	38	85	42
小宝島	31	23	54	31
宝島	62	66	128	71
合計	367	303	670	378